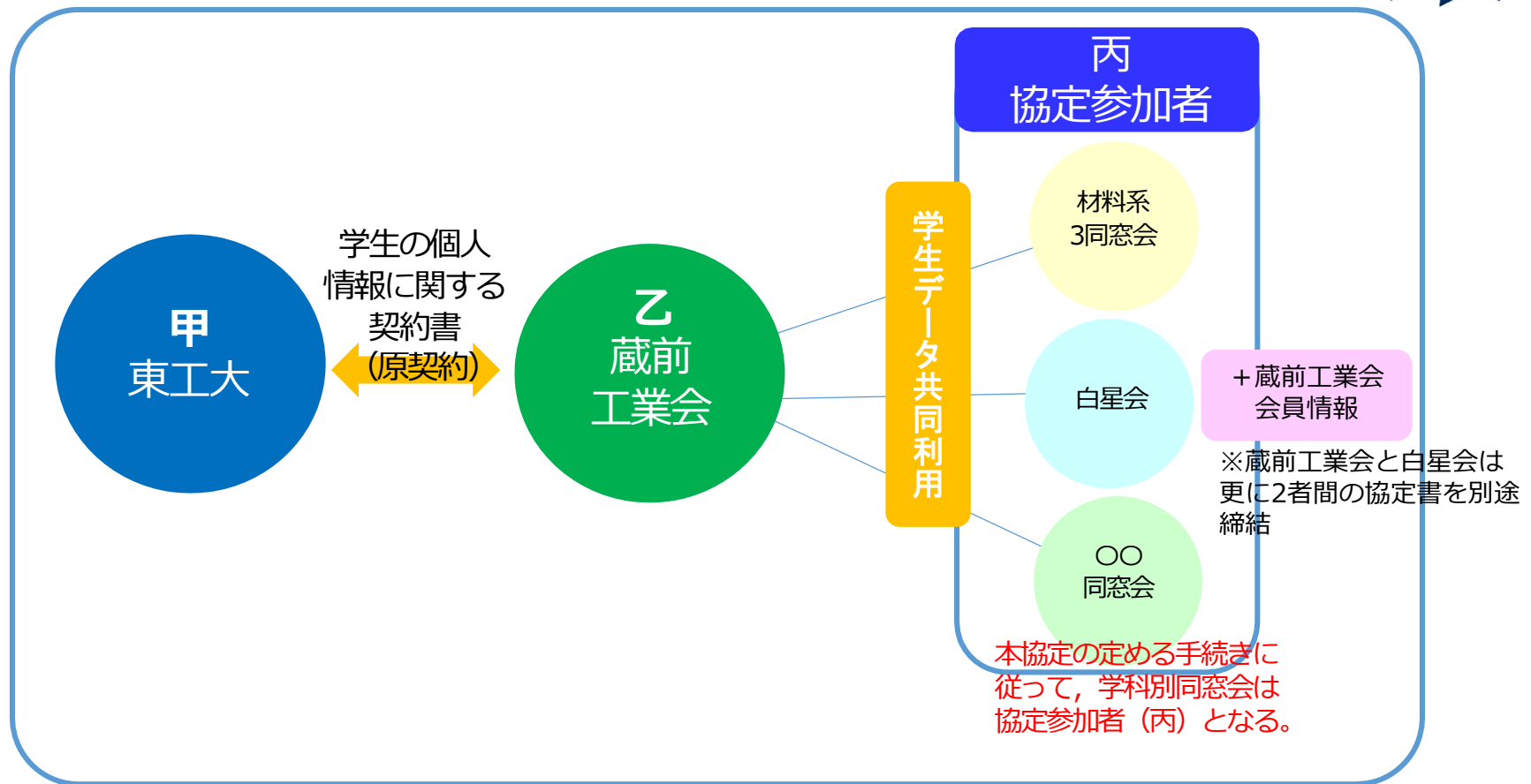


個人情報の共同利用に関する協定について



協定の目的

甲と乙は、甲が保有する学生の個人情報に関する契約書（原契約）を既に締結している。原契約の内容の趣旨を尊重し、甲が乙に提供する個人情報を用いて、学科別同窓会が卒業生に対する情報提供を行おうとするに際し、乙が丙に当該個人情報を提供することを可能とするために、学生の個人情報の共同利用を実施するため本協定を提携する。

個人情報共同利用に関する協定について

【協定締結のため参画要件（丙に関する事項）】

1. 権利能力なき社団であること

権利能力なき社団とは、社団としての実体を備えているものの、法人格を有ないために、法形式上、権利義務の帰属主体となることができない団体。法人格はないものの、実社会の多くの場面で、法人と同一の取り扱いを受ける。

・ 次の4つ（①～⑤）の要件に該当する社団であること。

- ① 団体としてその活動目的、構成員の資格・要件等について定めた規約を保持し、組織性を備えていること
- ② 代表者の選定方法、代表者が定められていること
- ③ 意思決定について多数決の原則が行われていること
- ④ 構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続すること
- ⑤ 総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が規約などにより確定していること

2. 団体を継続的に管理、運営するため事務局（事務局長）の体制が明確に規定されていること

3. 規約もしくは個人情報保護規程、個人情報保護ポリシーにおいて、当該社団における個人情報の取り扱いが定められていること

4. 事務局等における個人情報の管理体制（保管場所や取扱担当者等）が確認できること

個人情報共同利用に関する協定について

【参考】個人情報の「第三者提供」と「共同利用」の違い

「第三者提供」:文字通り第三者に個人情報を提供する者であって、提供を受けた事業者は、**その事業者が独自に定める利用目的に従って、情報を利用できるものであり、いわば当該第三者に自由な情報の利用を許すものである。**したがって、第三者提供に関しては、個人情報保護法第27条（第三者提供の制限）1項、2項、3項により、厳格に制限されている。

「共同利用」:同法27条5項、3号が定めるものであり、第三者提供に関する厳しい制約に服することなく、**事業者同士が共通の利用目的を定め、その範囲で、第三者から提供される個人情報を各事業者において利用可能とするものである。**

個人情報の共同利用に関する協定 加入申請書

国立大学法人東京工業大学 御中

一般社団法人蔵前工業会 御中

申請日

団体名

団体代表者役職・氏名

下記，申請内容により，個人情報の共同利用に関する協定への参加を申請します。

記

申請内容	記入欄	備考
1.規約名		
2.個人情報の管理体制を定めた事務規則名		
3.個人情報保護規程名		
4.担当者役職・氏名		
5.担当者連絡先 (電話・e-mail)		
6.その他特記事項		

※以下は，事務担当者が記入します。

東京工業大学承認欄	
蔵前工業会承認欄	

個人情報の共同利用に関する協定書

一般社団法人蔵前工業会（以下「甲」という。）と無機材会（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、既に国立大学法人東京工業大学、甲及び乙が締結している個人情報の共同利用に関する協定書（以下「基本協定」という）に基づいて、その契約内容を尊重し、基本協定において甲が乙に提供する個人情報に加え、甲が独自に保有する個人情報の一部を乙に提供することを可能とするために、本協定を締結する。

（個人情報の項目）

第2条 本協定で取り扱う個人情報は、別紙記載の個人情報をいう。

（遵守事項）

第3条 各当事者は、以下の各号に定める事項を遵守する。

- ① 個人情報保護法等関係法令を遵守すること
- ② 第6条に定める守秘義務を遵守すること

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、基本協定の有効期間と同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲、乙は、本協定の実施を通じて知り得た情報を、相手方の事前の承認を得ずに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。本協定の有効期間が満了し、又は本協定が解除された後も同様とする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 東京都目黒区大岡山 2-12-1 一般社団法人蔵前工業会 理事長 井戸 清人

乙 東京都目黒区大岡山 2-12-1 東京工業大学内 無機材会 会長 岡田 清

別紙

対象：甲が保有する機械工学分野の学士課程の在学者・卒業者，修士課程，博士後期課程の在学者・修了者，論文提出による学位取得者に関わる個人情報

対象データ：以下記載の通りとする（甲が保有する範囲に限る）。

(基本協定に関わる個人情報)

- ・所属学院，専攻（学科），系・コース
- ・氏名漢字_姓名
- ・氏名カナ_姓名
- ・指導教員名
- ・卒業，修了，学位取得の年月日
- ・住所
- ・メールアドレス

(甲が独自に保有する個人情報)

- ・甲における会員番号
- ・電話番号
- ・勤務先及び部署，役職，所在地，電話番号等
- ・物故情報

個人情報の共同利用に関する協定書

国立大学法人東京工業大学（以下「甲」という。）、一般社団法人蔵前工業会（以下「乙」という。）及び協定参加者（以下「丙」という。但し、本協定書第 6 条に基づき、協定書の参加者が複数に及んだときは、丙 1、丙 2 と順次附番を行い、協定参加者を表記する。以下において、「丙」と表現されているときは、第 6 条により協定に参加した当事者のすべてを含むものであるか、又は個々の丙についてのみ言及しているのかの判断は、個別の文脈において判断するものとする。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 甲と乙は、既に甲が保有する学生の個人情報に関する契約書に基づいて、その契約内容を尊重し、甲が乙に提供する情報を取得して、更に丙に対し、乙が情報を提供することを可能とするために、卒業生に関する個人情報データの共同利用を行うため本協定を締結する。

（共同利用の目的）

第 2 条 丙は、共同利用の過程で知り得た個人情報を、甲の定める「東京工業大学の学生、保証人（又は連絡人）の方々にかかわる個人情報の取扱い」に記載の利用目的のうち、丙における以下の利用目的のためにのみ利用し、他の目的に利用しない。

- ア 各種案内資料の送付
- イ 主催の各種イベント等の案内送付
- ウ その他甲所属学生に対する支援活動業務全般

（共同利用のための情報の提供先）

第 3 条 本協定の定める手続きに従って、乙が丙に対し、個人情報データを提供する。

（個人情報の項目）

第 4 条 本協定で取り扱う個人情報は、別紙記載の個人情報をいう。

（参加資格）

第 5 条 本協定への参加資格は、学科別同窓会の目的、会員資格、組織運営等を定めた規約を有し、個人情報の管理のために適切な管理体制を構築していると認められる学科別同窓会に限るものとする。

（協定への参加手続き）

第 6 条 学科別同窓会は、規約、管理体制を定めた事務規則、連絡先、責任者名等を提出し、

甲がその資格を確認した後、本協定への加入申請書を提出し、甲乙が共同して承認する。

(遵守事項)

第 7 条 各当事者は、以下の各号に定める事項を遵守する。

- ① 個人情報保護法等関係法令を遵守すること
- ② 第 11 条に定める守秘義務を遵守すること
- ③ 丙は、前条の規約、管理体制を定めた事務規則、連絡先、責任者名等に変更があったときは、速やかに甲及び乙に報告する。

(脱退)

第 8 条 丙が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、甲は、丙に対して当該事由の是正を催告したにも関わらず当該催告後 14 日以内に当該事由が是正されない場合には、甲乙協議の上、丙を脱退させるものとする。

- ① 個人情報の管理のために適切な管理体制を構築していないことが判明したとき
- ② 本協定の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- ③ 本協定に違反した時
- ④ 協定参加当事者としてふさわしくないと認められる事実が発生したとき

(協定の有効期間)

第 9 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和●年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙丙いずれからも内容の変更及び解約の申し出がない場合は、更に 1 年延長されるものとし、以後についても同様とする。丙と表記される当事者のいずれかから解約の申し出がなされたときは、それ以外の当事者で、本協定は延長され、存続する。

(協定の見直し)

第 10 条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙丙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲、乙及び丙は、本協定の実施を通じて知り得た情報を、相手方の事前の承認を得ずに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。本協定の有効期間が満了し、又は本協定が解除された後も同様とする。但し、本人の了承が得られた場合には、この限りではない。

(疑義の決定)

第 12 条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを取り決めるものとする。本協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲

乙丙それぞれ記名押印の上, 各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 東京都目黒区大岡山 2-12-1 国立大学法人東京工業大学 学長 益 一哉

乙 東京都目黒区大岡山 2-12-1 一般社団法人蔵前工業会 理事長 井戸 清人

丙 東京都目黒区大岡山 2-12-1 無機材会 会長 岡田 清同窓会 会長

別紙

対象：甲が保有する学士課程の在学者・退学者・卒業者，修士課程，博士後期課程および専門職学位課程の在学者・退学者・修了者，論文提出による学位取得者

対象データ：以下記載の通りとする（甲が保有する範囲に限る）。

(在学者・卒業者・修了者共通)

- ・所属学院，専攻（学科），系・コース
- ・学籍番号
- ・氏名漢字_姓名
- ・氏名カナ_姓名
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所 1
- ・住所 2
- ・学生現況区分
- ・アカデミックアドバイザー／指導教員名
- ・該当学生の e-mail アドレス

(退学者・修了者)

- ・学位取得年月日
- ・学部時学籍番号
- ・学部時入学日
- ・学部時最終現況異動日
- ・学部時最終現況
- ・修士時学籍番号
- ・修士時入学日
- ・修士時最終現況異動日
- ・修士時最終現況
- ・博士時学籍番号
- ・博士時入学日

無機材会個人情報の取り扱いと保護について（個人情報保護方針）

無機材会（以下、「当会」という）は、当会が取得し取扱う会員の個人情報の保護が重要な責務であることを認識し、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを遵守します。

1. 当会が取得する個人情報について
当会が取得する会員の個人情報は以下のとおりです。会員の氏名・住所・電話番号・勤務先または連絡先・勤務先または連絡先の電話番号・メールアドレス・卒業（修了）年、（注記：上記の項目名は、各同窓会に応じて適宜追加・変更してください。）
2. 個人情報の利用目的について
会員の管理、会報等の送付、会員に有益な情報の提供および同窓会無機材会名簿の発行・送付に使用します。
3. 個人情報をご提供いただく場合について
当会で個人情報をご提供いただくのは、以下の場合となります。
 - ① 当会事務局から会員または東京工業大学卒業（修了）生、無機材会の分野での学位取得者、無機材会に所属した教員経験者本人へ直接提供依頼する場合
 - ② 会員本人や会員本人の家族から間接的に事務局へご連絡いただく場合
 - ③ 会員本人から事務局に直接事務局へご連絡いただく場合
4. 個人情報の管理について
当会では、個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩などの無いように、適切な管理を実施いたします。また、個人情報の処理を外部に委託する場合は、個人情報を適正に取り扱っている委託先を選定し、契約等を通じて、必要かつ適切な監督を行います。
5. 個人情報の開示・訂正・利用停止について
会員本人が自己の個人情報について、開示、訂正及び利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、会員本人からの請求であることを確認の上、速やかに対応します。
6. 個人情報の共同利用
一般社団法人蔵前工業会との会員の個人情報の共同利用として、当会会員の個人情報を提供することがあります。

7. 個人情報の第三者への情報提供について
当会では、会員本人の同意を得た場合以外は、第三者に提供を行いません。ただし、当会が事業を行うために業務を委託する外部業者に対し提供する場合、警察や裁判所等の公的機関から法律に基づく手続において照会を受けた場合、会員の行為によって同窓会規約等に反し、同窓会の権利や財産等を保護するため必要と認められる場合、及び人命・身体・財産等に対する緊急の必要性がある場合は除きます。
8. 個人情報管理責任者の配置について
個人情報を取り扱う責任者を置き、適切な管理を行います。
9. お問い合わせ
当会の個人情報保護方針に関する、ご意見、ご質問、苦情の申出その他個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、以下の窓口にご連絡ください。
無機材会事務局
住所：〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 東京工業大学内
E mail: ●●●●
10. 法令等の遵守・個人情報保護基本方針の改定
当会では、日本国における法令等に従った個人情報の管理、利用を行います。当会では、日本国における法令等の変更に合わせて、個人情報の保護をより確かなものとするため、またはその他の理由により、個人情報保護基本方針を改定させていただく場合がございますので、定期的に個人情報保護基本方針のご確認をしていただきますようお願いいたします。
11. 制定日・改定日 制定日：●●●●年●●月●●日
改定日：●●●●年●●月●●日

無機材会

無機材会 会員情報データ取扱い指針

本指針は、「無機材会の個人情報保護に関する基本方針」の定めに従い、本会の保有する会員個人情報の取扱いに関してその運用を定めるものです。

1. 本会が収集する個人情報(会員情報データ)の種類

本会では以下の項目の個人情報を会員情報データとして収集します。

1. 氏名及びフリガナ
2. 住所
3. 電話番号
4. 卒業・修了・学位取得年月及び学科・専攻・系・コース名、指導教員名
5. 教員等就任年月(現・旧教員等)
6. 在籍学科・専攻・系・コース名及び入学年月、指導教員名(在学生)
7. 勤務先及び所在地、電話番号等
8. メールアドレス
9. 在学時所属クラブ
10. この他、一般社団法人蔵前工業会が保有している本会会員の会員情報データ

氏名以外の項目については、無機材会他会員への開示の可否を確認するものとします。

2. 会員情報データの提供

本会会員の会員情報データについて本会他会員から照会があった場合は、個別に会員本人の同意を得た場合を除き、あらかじめ本人から意思表示された情報項目別の開示許諾範囲内で開示するものとします。ただし、氏名は原則開示します。この場合の照会は文書または電子メールによるものとし、本会は照会者の本人確認と利用目的の確認を行ったうえで開示を行います。さらに本会は、照会と開示の内容を記録し保存します。

なお、本会が一般社団法人蔵前工業会から入手した会員情報データについては、本会他会員への開示は行いません。また一般社団法人蔵前工業会から要請があった場合は、本人の同意に基づき会員情報データを提供することがあります。

3. 本指針の変更

本指針の制定並びに改廃は本会幹事会の議決によるものとし、議決後はすみやかに本会ホームページに掲載します。